

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

福岡県 福岡市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 志賀地域

(1) 現況

本地域は、いちごを主体とした農業が積極的に営まれており、傾斜地を生かした柑橘類やびわなど果樹の生産も盛んであるほか、市民農園や体験型農園も整備されている。一方、農業従事者の高齢化や人口減少等により、耕作放棄地が増加傾向にあり、イノシシなどによる鳥獣被害が多く発生しているほか、用排水路や農道等の保全管理が困難な状況になっており、地域共同での取組を行うことが必要である。また、豊かな自然環境を活用した地域の主体的な活性化への取組を進めるため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）（以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進することにより用排水路等の保全管理を図るとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 入部地域

(1) 現況

本地域は、脊振山系の山々に囲まれ、野菜などの園芸作物を中心にした農業が積極的に営まれている。中でもキャベツ、ハウレンソウは市内で最も多く生産されている。地域内にある直売所への出荷者は増加しているが、高齢化により用排水路や農道等の保全管理が困難な状況になっており、地域共同での取組を行うことが必要である。また、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進することにより用排水路等の保全管理を図るとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 脇山地域

(1) 現況

本地域は、脊振山の山腹から山麓に位置し、山村振興法による指定を受けている中山間地域である。水が豊富で昼夜の寒暖の差が大きいことから食味の良い米が生産されており、天皇献上米として評価が高いが、イノシシなどによる鳥獣被害が多く発生している。また、高齢化と後継者不足から用排水路や農道の保全管理が困難となっているほか、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も行うことにより用排水路等の保全管理と農業生産活動の維持を図るほか、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 内野地域

(1) 現況

本地域は、中山間部で水が豊富であり、昼夜の寒暖の差が大きいことから食味の良い米が生産されているほか、たけのこの生産も盛んである。棚田など美しい景観に恵まれているものの、イノシシなどによる鳥獣被害が多く発生している。また、高齢化と後継者不足から用排水路や農道の保全管理が困難となっているほか、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も行うことにより用排水路等の保全管理と農業生産活動の維持を図るほか、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 金武地域

(1) 現況

本地域は、米、大根、かぶなどのほか、直売所向けに野菜の多品目生産が行われ

ている。また、特産品としてぶどうの生産・直売も行われている。集落地区計画による土地区画整理事業やほ場整備事業により、農地の集団化が図られているほか、既存の田畑を活かし市民が自然や農とふれあえる「かなたけの里公園」が整備されており、自然環境や農村環境に恵まれた地域である。一方、高齢化と後継者不足から用排水路や農道の保全管理が困難となっており、地域共同での取組を行うことが必要である。また、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより用排水路等の保全管理を図るとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 壱岐地域

(1) 現況

本地域は、大部分が市街化区域であり、農業振興地域内においても農用地はなく、また、市営地下鉄七隈線や福岡外環状道路の整備、大型商業施設の出店等により都市化が進み、農家が所有する農地は市域外に多くなっている。このため農地は減少しているが、一部の農家は大規模に経営しており、米、青ねぎ、学校給食用のたまねぎなどが栽培され、地域内に直売所と農産加工施設が開設されている。市街地に近いという立地も踏まえ、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 今宿地域

(1) 現況

本地域は、区画整理事業により都市化が進み、農地は減少しているが、国道202号線バイパス以南にはほ場整備地区が広がり、主にぶどうやほうれんそう、みずなが生産されている。また、「田んぼアート」や「彼岸花の郷づくり」など、地域資源を活かした活性化への取り組みが行われているほか、地域内に(株)JAファームが設立され、遊休農地を活用した農業後継者育成事業が行われている。一方、高齢化と後継者不足から用排水路や農道の保全管理が困難となっており、地域共同での取組を行うことが必要である。また、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農

業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより用排水路等の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 今津地域

(1) 現況

本地域は、主にいちご、青ねぎなど野菜の生産が行われている。また、福祉施設との交流会や「コスモス祭り」などの地域に密着したイベントが開催されている。地域内に、市営の「今津リフレッシュ農園」が開設され、野菜や花の栽培、収穫作業を行う体験農園を中心に、農業とのふれあいの場として多くの市民に親しまれている。一方、高齢化と後継者不足から用排水路や農道の保全管理が困難となっており、地域共同での取組を行うことが必要である。また、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより用排水路等の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9. 周船寺地域

(1) 現況

本地域は、区画整理事業により都市化が進み、農地は減少しているが、青ねぎやブロッコリーの生産が盛んで、また、市内一の麦の産地となっている。また、交通の利便性が高い直売所の利点を活かした地産地消の推進や「コスモス祭り」など、地域活性化の取り組みが行われている。一方、高齢化と後継者不足から用排水路や農道の保全管理が困難となっており、地域共同での取組を行うことが必要である。また、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより用排水路等の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

10. 元岡地域

(1) 現況

本地域は、九州大学の移転や区画整理事業等により混住化が進み農地が減少しているが、ほ場整備事業による大規模な農地を有しており、施設園芸や酪農の中心として本市で最も農業の盛んな地域である。中でも、トマト、いちご、しゅんぎくは市内一の生産量である。また、特産品のいちごやたまねぎを活用した加工品の開発や九州大学留学生との農業交流も始まっている。一方、混住化や担い手への農地集約により、用排水路や農道の保全管理に係る担い手農家の負担の増加が懸念されており、地域共同での取組が必要である。また、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、用排水路等の保全管理を図るとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

11. 北崎地域

(1) 現況

本地域は、市内一の花き、だいこんの産地で、花きは市内生産の約7割を占めているほか、法人による大規模な養鶏も営まれている。傾斜地を中心に耕作放棄地が増加しているほか、イノシシなどの鳥獣害が特に多く発生している。また、高齢化と後継者不足から用排水路や農道の保全管理が困難となっているほか、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も行うことにより用排水路等の保全管理と農業生産活動の維持を図るほか、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

12. その他の地域

(1) 現況

本市では、都市の中の農地等を適切に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画法（昭和43年法律第100号）や生産緑地法（昭和49年

法律第 68 号) に基づき、市街化区域内に生産緑地地区を指定している。生産緑地地区は、良好な生活環境を確保する役割が求められていることから、自然環境の保全に資するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、生産緑地地区の指定を受けた農地については、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	志賀地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
②	入部地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
③	脇山地域	法第 3 条第 3 項第 1 号掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業並びに同項第 3 号に掲げる事業
④	内野地域	法第 3 条第 3 項第 1 号掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業並びに同項第 3 号に掲げる事業
⑤	金武地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
⑥	壺岐地域	法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業
⑦	今宿地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
⑧	今津地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
⑨	周船寺地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
⑩	元岡地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
⑪	北崎地域	法第 3 条第 3 項第 1 号掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業並びに同項第 3 号に掲げる事業
⑫	その他の地域	法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。

ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 山村振興法指定地域（旧脇山村）

(イ) 福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(i) 団地の勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑等で 8 度以上 15 度未満(以

下「緩傾斜農用地」という。)で急傾斜農用地と隣接するもの及びこれと同一集落内に存していること。

(ii) 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上(高齢化率 30%以上、耕作放棄率:田 5 %以上、畑(草地を含む) 10%以上)であること。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率:田 8 %以上、畑(草地含む。) 15%以上の農地

2 個別協定の対象者

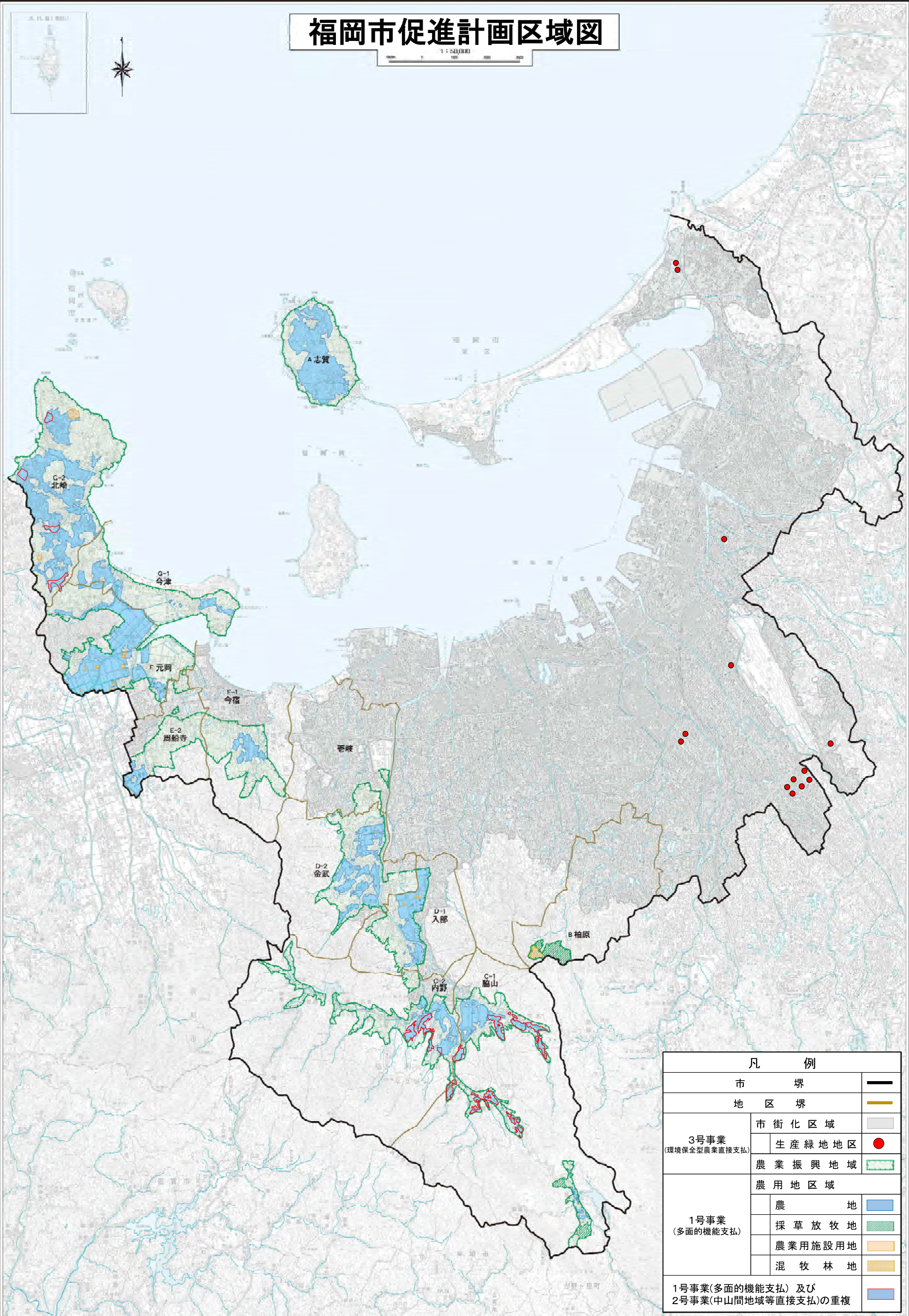
認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

本計画に定めのない事項については、市長が別に定める。

福岡市促進計画区域図

1:50,000



凡 例		
市 界		—
地 区 界		—
3号事業 (環境保全型農業直接支払)	市 街 化 区 域	■
	生 産 緑 地 地 区	●
	農 業 振 興 地 域	■
1号事業 (多面的機能支払)	農 用 地 区 域	
	農 地	■
	採 草 放 牧 地	■
	農 業 用 施 設 用 地	■
	混 牧 林 地	■
1号事業(多面的機能支払) 及び 2号事業(中山間地域等直接支払)の重複		■

※本図は令和6年3月現在の農業振興地域の概略を示したものであり、農用地区域の詳細については、福岡市農林水産局農業振興課(電話 092-711-4855)において閲覧している農用地区域図(字図)で確認して下さい。